

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：長岡市

1 地域活性化総合特別区域の名称

持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

誰もが安心して暮らし続けられる地域

解説：中山間地域にある当該区域が有する水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成、伝統文化の伝承等の多面的かつ公益的な機能は、直接的・間接的に市民や国民の暮らしを支えている。これらの機能を維持するため、また、何よりも当該区域に住み続けたいという住民の想いを実現するため、継続的に生活サービスを提供することができるモデルを構築することにより「誰もが安心して暮らし続けられる地域」を目指すもの。

② 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：住民基本台帳人口

数値目標(1)：山古志地域・太田地区

1,536人(H23年9月現在) → 1,390人(H28年9月)

小国地域 6,168人(H23年9月現在) → 5,650人(H28年9月)

栃尾地域 21,350人(H23年9月現在) → 19,680人(H28年9月)

川口地域 4,989人(H23年9月現在) → 4,680人(H28年9月)

評価指標(2)：市政への満足度(バス・電車など公共交通機関)

「満足である」又は「どちらかといえば満足」

数値目標(2)：山古志地域 14.0%(H23年1月現在) → 17%(H28年)

小国地域 28.6%(H23年1月現在) → 31%(H28年)

栃尾地域 33.6%(H23年1月現在) → 36%(H28年)

川口地域 43.0%(H23年1月現在) → 46%(H28年)

評価指標(3)：各地域で民間の路線バスが運行されていないエリアにおいて、民間事業者でも行政でもない『自立経営型NPO法人』が行う生活交通事業により運行サービスが受けられる市民の割合

数値目標(3)：山古志地域・太田地区^{※1} 0.0(99.8)%(H23年9月) → 99.8%(H28年)

小国地域 0.0%(H23年9月) → 97.6%(H28年)

栃尾地域^{※2} 0.0%(H23年9月) → 0.0%(H28年)

川口地域 0.0%(H23年9月) → 100.0%(H28年)

※1 山古志地域・太田地区では、自立経営型NPO法人による運行サービスが提供されていないため、数値は0.0%であるが、平成23年9月現在、NPO法人が会費と財団法人新潟県中越大震災復興基金等の補助金により、会員制運送サービスを提供しているため、そのサービスを受けられる市民の割合を参考としてカッコ内に掲載した。

※2 栃尾地域では、過疎高齢化が進行する地域における住民の生活サービスの確保を図るため、NPO法人によるコミュニティバスの運行について枠組みを含めた具体的な検討が進められているが、現在、民間のバス事業が継続される見込みであるので、現時点における目標数値は0.0%とした。

3 特定地域活性化事業の名称

「誰もが安心して暮らし続けられる地域」を実現するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、地域住民と協働して地域づくり等に取り組むNPO法人を事業主体として、地域住民全員が会費を負担して経営に参画し、相互扶助の精神に基づき労力や技術等を無償又は安価で提供して経費を削減し、また、既存の概念にとらわれずに事業を行い多様な収益を確保することにより経営の安定化を図りながら、継続的に生活サービスを提供する『自立経営型NPO法人による生活サービス提供モデル』の構築に係る取組を行っていく。

そのための突破口として、喫緊の課題である生活交通事業に取り組み、その成功体験を糧に、地域特性を活かした旅行商品の企画販売などの事業へ領域拡大を図ることで収入源を確保し、生活交通に限らず買物支援・高齢者の見守り・除雪支援などの生活支援サービスの充実と継続性を高めることにより、持続可能な中山間地域の形成を図る。

- ①生活交通事業（自家用マイクロバス有償貸渡）（規制の特例措置（過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業）、別紙2-1）
- ②生活交通事業（小国地域）（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

特になし。

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

特になし。